

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和2年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和2年7月7日

石川県監査委員	焼田宏明
同	増江啓
同	山本次作
同	奥村豊美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する平成30年度及び令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監査の対象期間	監査の結果
手取川水道事務所	令和2年5月28日	平成31年4月1日～ 令和2年3月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
保健環境センター	〃	平成31年4月1日～ 令和2年2月末日	〃
美術館	〃	平成31年3月1日～ 令和2年2月末日	〃
歴史博物館	〃	平成31年4月1日～ 令和2年3月末日	〃
工業試験場	〃	〃	公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。
生涯学習センター	令和2年6月3日	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
図書館	〃	〃	〃
奥能登農林総合事務所	令和2年6月8日	〃	〃
南加賀農林総合事務所	〃	〃	〃
石川農林総合事務所	令和2年6月10日	〃	〃
県央農林総合事務所	〃	〃	〃